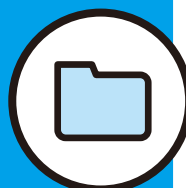
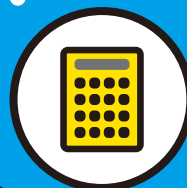


改正 ここだけは押さえない！ 電子帳簿保存法 実務のポイント

ぜひご参加ください！



「電子帳簿保存法」は度々の改正を経ていよいよ令和6年1月より、オンライン取引や電子データで出力・送受信された請求書等は紙での保存が不可となり、「**電子取引データ保存の完全義務化**（※裏面参照）」が開始されます。

本セミナーでは制度改正等による事業者の皆さまへの影響、対応が必要となる「実務のポイント」を分かりやすくお伝えします。電子帳簿保存に関する漠然とした迷いや不安を解消しましょう！



講座内容

電子帳簿保存法とは

法改正による事業者への影響
並びに対策について

電子取引データ保存
など実務のポイント



講師：小川 宗彦 氏

- 税理士 ● 行政書士
- 滋賀県立大学非常勤講師

profile

士業は「サービス業」との考えに基づき、経営者の資金繰りに着目し、各企業に応じた事業計画書作成を手掛け、財務と組織の仕組み作りを得意としている。商工会議所・商工会等の経営者・財務担当者向けのセミナー講演では自らの事例を用いての説明に多くの参加者がその分かり易さに引き込まれリピーターが存在する。

受講料

無料

定員

30名

(会員・非会員問わず)

※定員となり次第締切ります

日時

令和6年 **1月25日(木)**

14:00 ~ 16:00

会場

ホテルサンルート彦根
(彦根市旭町9-14)

対象

中小・小規模事業者の皆さま

申込方法 当所ホームページ、下記の申込フォームもしくはFAX(裏面)の何れかにてお申込みください。

主催・お問合せ

彦根商工会議所 中小企業相談所

TEL 0749-22-4551 FAX 0749-26-2730

E-mail : sodansyo@hikone-cci.or.jp <https://www.hikone-cci.or.jp/>

申込フォームは
こちら➡



裏面もご覧ください

※電子取引データ保存とは

対象となるオンライン取引の例

- メールで受領した請求書
- ネットバンクの操作履歴
- EC サイトで発行された領収書
- 自社ネットショップでの販売明細



「電子帳簿保存法」は社会の急速なデジタル化に伴い、事業者の税務関連書類や経理業務について紙からの脱却と効率化を目指して成立されました。

改正電子帳簿保存法に沿った対応をしていないと罰則もあるとされ、厳しいようですがうまく対応できれば様々なメリットがあり、業務効率化の大きな機会とも言えます。

**紙ベースは不可となり
要件を満たした形式のデータ保存が必要となります!**

**データのまま保存のみ
可能に!**

**印刷して紙面での保存は
不可に!**

会議所ホームページ、申込フォームもしくは

FAX 26-2730

必要事項をご記入の上、お申込みください
※切り取らず送信してください

彦根商工会議所

「改正・電子帳簿保存法 実務のポイント」

受講申込書

事業所名			会員区分	<input type="checkbox"/> 当所会員 <input type="checkbox"/> 非会員 <small>※いずれも受講料は無料です</small>
TEL		FAX		
受講者氏名				
E-mail				

ご入力いただいた情報は、商工会議所からの連絡・情報提供に利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

彦根商工会議所 中小企業相談所 FAX 0749-26-2730

TEL 0749-22-4551 E-mail : sodansyo@hikone-cci.or.jp <https://www.hikone-cci.or.jp/>